

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-137
処分の種類	個人施行者のした処分の取り消し等			
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第124条の2第1項			
処分の概要	個人施行者の違反を是正するため必要な限度における、施行者のした処分の取り消し、変更若しくは停止又は施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置の命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、また措置の種類も特定できないため、基準の具体化が困難である)			
基準の制定根拠	—			